



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和8年度

玉名横島海岸保全事業
現場技術（その1）業務

積 算 書

（当初）

九州農政局
玉名横島海岸保全事業所

事業名	玉名横島海岸保全事業					
業務名	現場技術(その1)業務					
業務別業務名:現場技術(その1)業務						
コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
*** S単-1号 ***						
S02116	ガソリン ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド,,		L		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	1)資材区分			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	2)地域資材単価コード(P)	地域資材(Pコード) P34001		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	3)地区資材単価コード(J)			深夜時間:0.0		
	4)施設機械資材単価コード(K)					
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	1.000	L		138	
	合計				138	算出数量 1.000 各単位
	単価				138	
*** S単-2号 ***						
S16001	ライトバン[ガソリン]二輪駆動]		日		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	ライトバン[ガソリン]二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L,運転1日当たり算出,機械損料等のみ,			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)機械コード 単位が時間のみ	M28121		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)機械コード(同上)	M28121				
	3)機械損料算出区分	運転1日当たり算出		深夜時間:0.0		
	4)運転1日当たり運転時間(T)	2.0時間				
	5)運転日に対する供用日の割合(YC)	1.19				
	6)単価計上区分	機械損料等のみ				
	7)岩石補正区分	岩石補正なし				
	10)燃料消費量(入力の場合)	0.0				
	11)消耗部品の計上の有無	消耗部品を計上しない				
	13)消耗部品の適用条件(2)	消耗部品なし				
	14)名称(消耗部品)	-				
	15)規格(消耗部品)	-				
M28121	ライトバン[ガソリン]二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日		1,650	
	合計				1,650	算出数量 1.000 各単位
	単価		各単位		1,650	
Y00001	単位					
*** S単-3号 ***						
S63010	打合せ(現場技術業務)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計業務基準日額) 一般工種,中間,0.00人,1.00人,0.00人,0.00人,0.25日,0.26日			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ	中間				
	3)設計用主任技師人数	0.00人		深夜時間:0.0		
	4)設計用技師(A)人数	1.00人				
	5)設計用技師(B)人数	0.00人				
	6)設計用技師(C)人数	0.00人				
	7)打合せ日数	0.250日				
	8)往復移動日数	0.260日				
R04004	技師(A)	0.510	人		62,600	
	合計				31,926	算出数量 1.000 回
	単価		回		31,926	
*** S単-4号 ***						
S63011	打合せ(設計旅費・交通費)		回		1,000 回	歩A 当たり算出
	打合せ(設計旅費・交通費) 一般工種・解析等調査業務,中間,0.25日,0.26日,通勤により打合せ ,ライトバン,1日,2時間			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)設計工種	一般工種・解析等調査業務		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
	2)打合せ内容	中間		深夜時間:0.0		
	3)主任技師配置人員	0人				
	4)技師A配置人員	1人				
	5)技師B配置人員	0人				
	6)技師C配置人員	0人				
	7)打合せ日数	0.25日				
	8)往復移動日数	0.26日				
	9)宿泊区分	通勤により打合せ				
	10)交通機関区分	ライトバン				

事業名	玉名横島海岸保全事業
業務名	現場技術(その1)業務

業務別業務名:現場技術(その1)業務

コード	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	11)高速道路往復料金(税別)	0円				
	12)鉄道往復1人当料金(税別)	0円				
	13)バス往復1人当料金(税別)	0円				
	14)船舶往復1人当料金(税別)	0円				
	15)航空往復1人当料金(税別)	0円				
	16)ライトバン使用日数	1日				
	17)時間区分	2時間				
	18)宿泊料金1人当料金(税別)	0円				
	19)宿泊手当1人当料金(税別)	0円				
M28121	バイクン[ガリアエンジン 二輪駆動] 乗車定員5名 排気量1.5L	1.000	日	1,650	1,650	
P34001	ガソリン J I S 2号 レギュラースタンド	5.400	L	138	745	
	合計				2,395	算出数量 1.000 回
	単価		回		2,395	
	*** S単 - 5号 ***					
S66003	現場技術(現場技術員の直接人件費)		日		1.000 日	歩A 当たり算出
	現場技術(現場技術員の直接人件費) 監督支援型,現場技術員(C),1人			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)現場技術業務の型式 2)技術者の区分 3)現場技術員数	監督支援型 現場技術員(C) 1人		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
R04007	技術員	0.640	人	36,700	23,488	
	合計				23,488	算出数量 1.000 日
	単価		日		23,488	

令和8年度玉名横島海岸保全事業
現場技術（その1）業務

特別仕様書

九州農政局玉名横島海岸保全事業所

(適用範囲)

第1条 令和8年度玉名横島海岸保全事業現場技術(その1)業務の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」(平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知)別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(目的)

第2条 本業務は、玉名横島海岸保全事業における工事の設計、監督、関係機関との協議等及び事業実施に関する補助的作業を行うものであり、適正かつ効率的な事業執行と公共工事の品質確保に資することを目的とするものである。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第3条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ①審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(農業-農業土木、農業-農業農村工学)、農業部門(農業土木又は農業農村工学))、博士(当該業務に関連する学術部門)、農業土木技術管理士、1級土木施工管理技士の資格を有する者、シビルコンサルティングマネージャ(農業土木)又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年(短大・高専卒18年、高専卒23年)以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第5条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分	資格
現場技術員(C)	①技術士(総合技術監理部門(農業-農業土木、農業-農業農村工学)) ②技術士(農業部門(農業土木又は農業農村工学)) ③1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ④技術士補(農業部門) ⑤大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。

(配置技術者の確認)

第6条 共通仕様書第1-6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1-7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険の加入)

第7条 受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(適用する図書)

第8条 本業務の実施に当たっては、次に掲げる図書を熟知し、遂行しなければならない。

名称	制定(改定)年月
土木工事等の契約図書	—

(工事の概要)

第9条

本業務における共通仕様書第2-4条から第2-15条に適用する工事の概要は以下のとおりとする。

工 事 名	工 事 場 所	工 期	工 種・工事概要予定	備 考
令和7年度玉名横島海岸保全事業 堤防根固工(第二工区1他)工事【仮称】	熊本県玉名市横島町共栄地先	R8.4~R8.10	【第二工区1】 (1) 根固工、押え捨石工、突堤工 1式 (2) 覆砂工 1式 【菊池工区2】 (1) 根固工、押え捨石工 1式 (2) 覆砂工 1式	
令和7年度玉名横島海岸保全事業 潮遊池仮置土整備(菊池工区1他)工事【仮称】	熊本県玉名市大浜町大栄地内及び熊本県玉名市横島町共栄地内	R8.5~R9.2	【菊池工区1、菊池工区2、横島漁港区】 (1) 潮遊池仮置土整備 1式 (2) 舗装工 1式 【菊池工区1】 (1) 法面被覆工 1式	
令和7年度玉名横島海岸保全事業 堤防補修(第二工区1他)その他工事【仮称】	熊本県玉名市横島町共栄地内、熊本県玉名市大浜町大栄地先及び横島町共栄地先	R8.5~R9.2	【第二工区1、第二工区2】 (1) 潮遊池仮置土整備 1式 (2) 舗装工 1式 【菊池工区2、横島漁港区、第二工区1】 (1) 堤防補修工 1式	
その他令和8年度予算にて実施する工事		令和8年度下半 期に発注予定		2件程度 を想定

(業務場所)

第10条 業務場所は、当該事業実施地域内を予定している。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(履行期間)

第 11 条 業務期間は次のとおりとする。

令和 8 年 4 月 1 3 日～令和 9 年 3 月 1 9 日

(業務内容)

第 12 条 本業務に従事する現場技術員は現場技術員（C）とし、その業務内容は次のとおりとする。

1) 設計に関する業務

・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務

2) 監督に関する業務

・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務

・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務

・工事検査に必要な資料の作成に関する業務

3) 関係機関との協議に関する業務

・予算等の基礎的資料の作成に関する業務

4) 事業実施に関する業務

・予算等の基礎的資料の作成に関する業務

・事業完了に関する資料作成

(作業上の留意事項)

第 13 条

(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

(2) 業務履行にパソコンを必要とする場合は、受注者において用意するものとする。

なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

(3) その他の機器、ソフト等の導入については、監督職員と協議の上、その使用について決定するものとし、業務遂行上特に必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

(4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。

この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

(5) 前項により庁舎を使用する場合には、庁舎管理上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏名等について記載された名札を着用させるものとする。

(打合せ)

第 14 条 共通仕様書第 1－5 条による打合せについては、月 1 回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月 2 回目以降の打合せについては監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

(成果物)

第15条 成果物の提出は次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1式
- (2) 共通仕様書第2-4条から第2-19条の規定により実施した業務において作成した資料 1式
- (3) その他必要な資料 1式
- (4) 成果品の提出にあたっては、CD-Rまたは、DVD-Rに格納しウイルスチェックを行ったものを提出する。

また、提出するデータはオリジナルデータ及びPDF文書についても併せ提出するものとしCADデータについては、『電子化図面データの作成要領(案)』に準拠する。

(成果物の提出先)

第16条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

熊本県玉名市横島町横島2081
九州農政局玉名横島海岸保全事業所

(契約変更)

第17条 業務請負契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第9条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第10条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (3) 第11条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (4) 第12条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (5) 第14条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (6) 第15条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (7) その他

(業務スライドの試行)

第18条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf>」)に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求すること

ができる。

(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。

ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第 19 条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【記載例】

年 月 日

総括監督員
殿

受注者
管理技術者

使用貸借申請書

業務名

上記業務について、下記の物品等の借用を申請します。

記

1 借用期間：（自） 年 月 日
（至） 年 月 日

2 引渡場所：九州農政局 玉名横島海岸保全事業所内

3 借用物品名

品名	数量	備考

4 発注者と受注者との確認事項